

## 平成19年度日本司法支援センター業務実績報告書（骨子）

### 1 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

平成19年度は、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の業務内容等に関する国民の認知度を高めるとともに、支援センターが地域に根ざし、身近で頼りにされる存在となることを目指した様々な広報活動を展開した。

また、利用者の立場に立った業務を遂行するため、サービス推進室において、利用者から寄せられた様々なご意見・ご要望等を集約して業務改善に向けた検討を行った。

### 2 関係機関との連携強化

情報提供業務等、支援センターの業務に関する具体的情報を周知して連携・協力関係に関する理解を求めるとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、地域の実情に応じた業務運営を行うため、すべての地方事務所で地方協議会を開催した。

また、各地方事務所において、平均68以上の相談窓口設置機関と連携・協力関係を構築したほか、利用者の負担が少なく、緊密な連携方法である「転送」「予約」を増加することにより、連携指数は前年度より上昇した。

### 3 情報提供業務

電話、面談、メールによる問い合わせに対し、法制度情報や関係機関・団体情報を無料で情報提供しているほか、支援センターのホームページ上にジャンル別相談事例を公開した。

コールセンターには「0570-078374（おなやみなし）」という覚えやすいナビダイヤルの番号を設け、固定電話であれば全国どこからでも3分8.5円（税別）の通話料で利用できる。

また、各地の関係機関・団体の相談窓口の実情等を考慮しなければ案内できないような問い合わせ、契約書等を見なければ回答できないような複雑な問い合わせ等については、コールセンターにおいて最寄りの地方事務所を紹介し、面談による情報提供を行っている。

コールセンター及び地方事務所のいずれにおいても、消費生活相談資格者等の資格を持った者が、FAQ（よくある質問と答え）や関係機関・団体データベースにより、情報提供を行ってきた。

### 4 民事法律扶助業務

平成19年度の援助件数は、法律相談援助が前年比37.2%増であったのを始めとして、代理援助は12.6%増、書類作成援助は8.3%増といずれも増加した。自己破産事件が代理援助事件の過半数を占めている状況は従前と変わらないが、その割合にはやや減少の兆しが見える。

司法過疎地域における常勤弁護士による民事法律扶助業務の提供は着実に進展しており、契約弁護士・司法書士の確保も概ね順調である。ニーズ調査についても、平成21年度初頭の完了を目指して、具体的な計画を立案した。

他方、サービスの質の向上については、上記のような件数増もあって、進捗している面もあるものの、今後の検討課題となっている点もある。償還金収入の確保の点についても同様で、今後検討の上で実施すべき点も少なくない。

## 5 国選弁護等関連業務

各地方事務所は、契約弁護士等獲得のため、弁護士会主催の説明会を通じて弁護士に対する契約内容の説明を行ったほか、業務内容等を記載した解説書を全国の弁護士に配布した。

また、各地方事務所は、①国選弁護人等の選任態勢について関係機関との協議を実施し、②関係機関と協議の上、国選弁護人等候補の指名・通知に関する目標時間を設定し、おおむね所定の目標時間内に指名・通知を行い、③説明会を実施したり、解説書を配布するなどして、契約弁護士に対する研修を実施した。

さらに、一括契約については、全国の国選弁護人契約弁護士への周知に努めるとともに、各地方事務所において関係機関と協議し、事件の配点方法を確認した。

## 6 常勤弁護士の確保、司法過疎対策

有能で志の高い常勤弁護士を確保するため、日本弁護士連合会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、合計35回余りにわたり、延べ4,300名以上の司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として説明会を実施した。

こうした積極的なリクルート活動、及び司法修習を修了した新人弁護士を採用した上、比較的短期間に即戦力となるよう養成する制度を導入したことなどにより、常勤弁護士72名を新たに採用し、合計96名の常勤弁護士を合計56か所の事務所に配置した。

また、司法過疎対策として、9か所に地域事務所を新設し、常勤弁護士各1ないし2名を常駐させた上、旭川及び岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士については、それぞれ、近接する司法過疎地域である旭川地裁稚内・名寄・留萌・紋別支部、岐阜地裁御嵩支部管内を巡回させ、民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱わせた。

## 7 犯罪被害者支援業務

支援センターでは、犯罪被害者やその家族などが、そのとき最も必要とする支援が受けられるよう、①犯罪被害者支援に関する法制度の紹介、②犯罪被害者支援を行っている機関・団体窓口の案内（紹介、取次等）、③犯罪被害者の支援に精通している弁護士の紹介を3本柱とした犯罪被害者支援業務を行ってきた。平成19年度は、コールセンターに設置した「犯罪被害者支援ダイヤル」及び地方事務所ともに、対応件数が大きく伸びた。

平成19年度においては、犯罪被害者支援業務において極めて重要となる、①関係機関・団体との「顔の見える関係」の構築（連携強化）、②研修及び対応上の課題等の共有・意見交換を中心とした「職員のスキルアップ」に特に力を入れ、支援センター犯罪被害者支援業務の対応態勢の強化に向けた取組を行った。

## 8 受託業務

平成19年4月1日から、財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは、日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始した。日本弁護士連合会委託援助業務については、平成20年3月31日までに5,785人の弁護士及び106の弁護士法人との間で基本契約を締結し、半年間の申込総件数は7,173件であったが、中国・サハリン残留日本人国籍取得支援業務については1件の申込みもなかった。

以上